

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第60号

第14工区外布設替舗装本復旧工事の条件付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月11日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤芳久

記

1 入札対象工事

(1) 工事名

第14工区外布設替舗装本復旧工事

(2) 工事場所

坂戸市緑町17-4番地先～鶴ヶ島市大字脚折145-1番地先

(3) 設計金額

金57,172,500円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和5年3月24日まで

(5) 工事概要

再生密粒度アスコン $t = 5 \cdot 7 \text{ cm}$ 8,235.9 m^2 (車道)

再生粗粒度アスコン $t = 5 \text{ cm}$ 447.0 m^2 (車道)

再生密粒度アスコン $t = 5 \text{ cm}$ 93.7 m^2 (歩道)

再生細粒度アスコン $t = 3 \text{ cm}$ 15.8 m^2 (歩道)

付帯工事 一式

2 入札の方法

新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、郵便入札の形態で執行するものとする。

3 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

(2) 提出期間

令和4年11月18日(金)から令和4年11月25日(金)17時15分までに、坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当に到着するように郵送すること(普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された入札書及び提出期間外に到着した入札書については無効とする。)

(3) 提出先

〒350-0214 坂戸市千代田一丁目1番16号
坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

4 開札の日時及び場所

(1) 開札日

令和4年11月28日(月)

(2) 開札時刻

11時20分

(3) 開札場所

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 AB会議室
(埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号)

5 開札の方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、入札参加者又はその代理人の開札への立ち会いはなしとし、当該入札事務に関係のない坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員を立ち会わせて開札を行う。

(3) 開札は郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(4) 同価による最低価格入札者が2者以上存在した場合は、別途定める方法により落札者を決定する。

6 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 告示日から開札日までの期間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者(なお、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く)であること。

(2) 告示日から開札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 告示日から開札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 告示日から開札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 告示日から開札日までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (6) 令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、舗装工事業の格付がA級に区分されている者であること、若しくは入札参加申込書の提出時において、資格者名簿に登載された舗装工事業の業種が、開札日から1年7か月前の日以降の日（最新の審査基準日）を審査基準とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ、総合評定値（P）が700以上の者であること。

8 契約の条件等

坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程及び当企業団建設工事標準請負契約約款等については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) 及び財務課経営企画担当において閲覧することができる。

9 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布

設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布は、次のとおり行うものとする。

(1) 閲覧及び配布の方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載する。

(2) 閲覧及び配布の期間（ホームページ掲載期間）

令和4年10月13日（木）から令和4年10月26日（水）まで

(3) その他

ホームページが見られない等の理由により、設計図書等及び入札参加申込書等の閲覧、貸出、配布を紙で希望する場合は、事前に財務課経営企画担当に連絡し、指示を受けること。

10 入札参加申込

設計図書等の内容を確認した後、入札参加を希望する者は入札参加申込書に必要な書類を添付のうえ、郵送にて提出しなければならない。

また、入札保証金の免除を受けようとする者については、入札参加申込書と併せて入

札保証金免除申請に必要な書類を郵送すること（「16 入札保証金の免除」参照）。

なお、設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を併せて郵送すること（「11 設計図書等の内容に対する質疑及び回答」参照）。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

(2) 提出期限

令和4年10月26日（水）17時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された申請書類及び期限を過ぎて到着した申請書類については、受理しないものとする。

(3) 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

11 設計図書等の内容に対する質疑及び回答

(1) 設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を入札参加申込書（「10 入札参加申込」参照）と併せて郵送するものとする。なお、質問書は、「9 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布」により、ホームページからダウンロードした資料内に含まれている、企業団指定の様式を使用すること。

ア 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

イ 質疑提出期限

令和4年10月26日（水）17時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された申請書類及び期限を過ぎて到着した申請書類については、受理しないものとする。

ウ 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

(2) 質疑に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎1階掲示板に掲示及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載する。

イ 回答掲示期間

令和4年11月14日（月）から令和4年11月28日（月）まで

12 入札参加資格の審査及び決定

(1) 資格審査

入札参加を希望する者の参加資格は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団条件付一般競争入札

参加資格審査会が審査する。

(2) 資格の決定

入札参加希望者の資格を審査した後、その結果を全ての入札参加希望者に次に掲げる方法により通知するものとする。

ア 通知方法

令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格審査申請書に記載のあったメールアドレス宛に、電子メールを送付するものとする。

イ 通知日

令和4年11月14日(月)

13 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和4年11月15日(火)午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)に財務課経営企画担当に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

14 最低制限価格

設定する。

15 入札保証金

(1) 入札保証金は、当企業団契約事務規程第23条の規定に定めるところにより、見積もった契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額)の100分の5以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。)の入札保証金を次のとおり納付しなければならない。

(2) (1)の入札保証金は、開札の終了後これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するものとする。

(3) (2)のただし書きの入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(4) (1)の入札保証金の納付に代えて担保とすることができるものは、当企業団契約事務規程第25条及び第7条の規定による。入札保証期間は、開札日より予定される契約締結日(令和4年12月2日(金))までの期間とする。

(5) 入札保証金納付日時

令和4年11月28日(月)

午前8時30分から10時45分まで

(6) 入札保証金納付場所

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 2階財務課経営企画担当
(埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号)

※入札保証金については、新型コロナウイルス感染症の集団感染を抑止するため、可能

な限り免除申請（「16 入札保証金の免除」参照）での参加をお願いします。

16 入札保証金の免除

当企業団契約事務規程第24条第1項第1号及び第2号の規定に該当し、入札保証金の免除を受けようとする者は、「9 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布」で配布された入札保証金免除申請書に必要な添付書類を添えて、入札参加申込書と併せて企業長に申請するものとする。その結果、免除の承認を受けた者は、入札保証金を免除するものとする。

17 支払条件

(1) 前金払

有（請負代金額の40パーセント以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 部分払

無

18 その他

(1) 入札参加資格審査結果通知書の交付を受けた者でも、入札を義務付けるものではない。また、開札当日までに入札参加資格に該当しなくなった者及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止の措置を受けた者は、入札に参加することができない。

(2) 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程、当企業団建設工事標準請負契約約款、入札心得書、設計図書及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

(3) この告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申込書、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

19 問い合わせ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

電話番号049（283）2080